

県立舞子高等学校長 様

学校感染症による出席停止届

年 組 番 名前

病 名			
発症日	月 日	※医師にご確認ください インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は、発熱した日	
受診日	月 日	登校再開日	月 日

令和 年 月 日

保護者等名

※本用紙に、医療機関を受診したことが確認できる書類（検査結果、診療明細書、調剤情報提供書等）を添付し、登校再開日に担任へご提出ください。

以下担任記入欄

出席停止となった期間

日 時	令和 年 月 日 曜日 第 校時から
	令和 年 月 日 曜日 第 校時まで

※担任→システム入力□→教務部

↑入力後、□内に✓を記入

HR 担任

（原本は保健室へ、表面のコピーを教務部へ）

※「学校保健安全法施行規則」で、インフルエンザは「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」、新型コロナウイルス感染症は「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」と出席停止期間が定められています。

※発症日を「0日」と数え、最短でも6日間の出席停止となるため、それより早く登校した場合は医師の診断書がない限り、帰宅の指示をしますのでご了承ください。

例		月 日	／	／	／	／	／	／	／	／	／
		経過	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
		日数	最短でも 6 日間の出席停止								
インフルエンザ	例 1	発症後 1 日目に 解熱した場合	発熱 (発症)	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可能		
			出席停止								
	例 2	発症後 2 日目に 解熱した場合	発熱 (発症)	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	発症後 5 日目	登校可能		
			出席停止								
	例 3	発症後 3 日目に 解熱した場合	発熱 (発症)	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能		
			出席停止								
	例 4	発症後 4 日目に 解熱した場合	発熱 (発症)	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能	
			出席停止								
	例 5	発症後 5 日目に 解熱した場合	発熱 (発症)	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1 日目	解熱後 2 日目	登校可能
			出席停止								
新型コロナウイルス感染症	例 1	発症後 1 日目に 症状が軽快した 場合	発症	症状軽快	軽快後 1 日目	軽快後 2 日目	軽快後 3 日目	発症後 5 日目	登校可能		
			出席停止								
	例 2	発症後 4 日目に 症状が軽快した 場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後 1 日目	登校可能		
			出席停止								
	例 3	発症後 5 日目に 症状が軽快した 場合	発症	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状軽快	軽快後 1 日目	登校可能	
			出席停止								

*症状が軽快とは、「解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること」です。

「出席停止解除後、発症から10日を経過するまで」は、マスクの着用が推奨されています。